

# 政策評価結果の平成 21 年度 予算要求等への反映状況

平成 2 0 年 9 月

総 務 省

各行政機関が実施した政策評価の結果の平成 21 年度予算要求等への反映状況について、総務省が各行政機関の協力を得て取りまとめ、公表するもの。

# 目 次

## 1 概要

- (1) 事後評価 . . . . . 3
- (2) 事前評価 . . . . . 4

## 2 行政機関別の反映状況

- (1) 事後評価 . . . . . 5
- (2) 事前評価 . . . . . 8

## 3 各行政機関が行った評価の結果が予算要求等に反映されている好事例

. . . . . 10

## 1 概要

各行政機関は、「企画立案（Plan） - 実施（Do） - 評価（Check） - 企画立案への反映（Action）」という政策のマネジメント・サイクルの一環として、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「法」という）に基づき政策評価を実施している。

このうち、特に企画立案への反映は、政策評価制度の要であることから、その状況について「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）等に基づき、総務省が取りまとめ、公表するものである。

今回、平成20年4月から8月末までに各行政機関が公表した政策評価（一部、19年度以前に実施した政策評価を含む）の結果についてみると、事後評価の結果、予算要求に評価結果を反映し、評価対象政策の改善・見直しを行っているもののうち、約7割が評価対象政策の重点化等を行っているなど、各行政機関は、評価結果を着実に21年度予算要求等へ反映している状況がみられた（各行政機関が行った評価の結果が予算要求等に反映されている好事例については、10頁以下参照）。

平成20年4月から8月末までに各行政機関が公表した政策評価の結果2,027件から、20年度予算を配分するために行った政策評価等の結果1,063件を除いた964件のうち、21年度予算要求に反映した件数は886件（91.9%）であった。このほか、平成19年度以前に公表した政策評価の結果を21年度予算要求に反映した件数は52件となっている。また、964件のうち、平成21年度機構・定員要求に反映した件数は181件（18.8%）、19年度以前に公表した政策評価の結果を21年度機構・定員要求に反映した件数は12件となっている。さらに、税制改正要望に当たって、評価結果を反映したとしているものがあつた。

上記により、平成21年度予算要求に反映した件数は計938件である。そのうち、既存政策について実施した事後評価に係るものは、498件であり、新規政策の立案等に当たって実施した事前評価に係るものは、440件である。また、平成21年度機構・定員要求に反映した件数は計193件である。

以上についての行政機関別内訳は、次頁のとおりとなっている。

- （注）1 政策の評価については、政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適宜的確に活用され、当該政策に適切に反映されるようにする必要があることとされている。
- 2 上記の評価件数 964 件と予算要求に反映した 886 件の差は、規制の事前評価など予算を伴わないものである。
- 3 「評価対象政策の重点化等」とは、複数事業の統合、部局間の連携による効率化等により改善・見直しを行ったものである。
- 4 「予算要求に反映した件数」と「機構・定員要求に反映した件数」の間には、一部重複がある。

平成 21 年度予算要求等への反映状況の一覧

(単位：件)

行政機関名	事後評価の結果を予算要求に反映した件数					事前評価の結果を予算要求に反映した件数		計	機構・定員要求に反映した件数	
	これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し		評価対象政策の廃止、休止又は中止	うち、評価対象政策の改善・見直し等					
		うち、評価対象政策の重点化等	うち、評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止							
内閣府	20	9	10	9	1	1	0	0	20	4
公正取引委員会	15(10)	13(10)	2	2	0	0	0	0	15(10)	3
国家公安委員会・警察庁	27	16	11	11	0	0	0	0	27	16
金融庁	14	13	1	0	0	0	1	0	15	14
総務省	14	5	9	4	2	0	8	1	22	10
公害等調整委員会	2	2	0	0	0	0	1	1	3	1
法務省	7	5	2	2	0	0	7	0	14	3
外務省	49	26	23	11	0	0	43(19)	0	92(19)	20
財務省	21	20	1	0	0	0	1(1)	0	22(1)	10
文部科学省	47	37	10	3	1	0	108	3	155	40
厚生労働省	56	45	11	6	0	0	61	0	117	5
農林水産省	114	87	27	27	15	0	15	0	129	4
経済産業省	21(13)	7	14(13)	14(13)	0	0	34	34	55(13)	26(7)
国土交通省	79(4)	56(3)	23(1)	8	1	0	137	0	216(4)	24(4)
環境省	11	2	9	9	0	0	5(5)	0	16(5)	9(1)
防衛省	1	1	0	0	0	0	19	4	20	4
計	498(27)	344(13)	153(14)	106(13)	20	1	440(25)	43	938(52)	193(12)

(注) 1 上記の件数等は、いずれも9月10日現在における速報値である。

2 事後評価に係る「評価対象政策の改善・見直し」には、評価対象政策を構成する事務事業について、改善・見直しを行ったものを含む。

なお、「評価対象政策の改善・見直し」には、( )評価対象政策の改善・見直し(政策の拡充等)を行っているもの、( )評価対象政策の重点化等のみを行っているもの、( )評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止のみを行っているもの、( )評価対象政策の重点化等及び一部廃止、休止又は中止の両方を行っているものがある。

3 「評価対象政策の重点化等」とは、複数事業の統合、部局間の連携による効率化等により改善・見直しを行ったものである。

4 「評価対象政策の重点化等」の件数と「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」の件数の間には、一部重複がある。

5 事前評価に係る「評価対象政策の改善・見直し等」には、評価対象政策の見直しを行ったもののほか、複数の代替案の中から適切な政策を選択したものを含む。

6 表中の( )内の数値については、平成19年度以前に実施した政策評価の結果を21年度予算要求等に反映した件数であり、内数である。

## (1) 事後評価

既存政策の事後評価結果を予算要求に反映した件数は、次表のとおり498件であり、評価対象政策の改善・見直し（153件）や評価対象政策の廃止、休止又は中止（1件）を行っている。また、機構・定員要求に反映した件数は、139件あり、このうち機構要求に係るものは56件、定員要求に係るものは132件である（一部重複あり）。

（単位：件）

分類	予算要求に反映した件数					
		これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し			評価対象政策を廃止、休止又は中止
			うち、評価対象政策の重点化等	うち、評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止		
行政の幅広い分野を対象に定期的に評価	276	164	111	81	19	1
特定のテーマを対象に適期に評価	48	19	29	14	1	0
個別の継続事業等を対象に評価	20	17	3	1	0	0
未着手・未了の事業等を対象に評価	154	144	10	10	0	0
計	498	344	153	106	20	1

(注) 1 「分類」は以下のとおりである。

- ・ 行政の幅広い分野を対象に定期的に評価：  
実績評価方式等により行政の幅広い分野を対象として定期的に評価を行ったもの。
  - ・ 特定のテーマを対象に適期に評価：  
総合評価方式等により特定のテーマを対象として適期に評価を行ったもの。
  - ・ 個別の継続事業等を対象に評価：  
事業評価方式等により個別の継続事業等を対象に評価を行ったもの。
  - ・ 未着手・未了の事業等を対象に評価：  
他の分類にかかわらず、法第7条第2項第2号の規定により事後評価が義務付けられた未着手（政策決定から5年経っても政策効果の発揮のために不可欠な諸活動が行われていないもの）又は未了（政策決定から10年経っても政策効果が発揮されていないもの）の政策に該当するもののほか、各府省が策定した政策評価に関する基本計画に基づき、個別の公共事業であって自主的に事後評価を実施しているもの。
- 2 「評価対象政策の改善・見直し」には、評価対象政策を構成する事務事業について、改善・見直しを行ったものを含む。  
なお、「評価対象政策の改善・見直し」には、（ ）評価対象政策の改善・見直し（政策の拡充等）を行っているもの、（ ）評価対象政策の重点化等のみを行っているもの、（ ）評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止のみを行っているもの、（ ）評価対象政策の重点化等及び一部の廃止、休止又は中止の両方を行っているものがある。
- 3 「評価対象政策の重点化等」とは、複数事業の統合、部局間の連携による効率化等により改善・見直しを行ったものである。
- 4 「評価対象政策の改善・見直し」の件数のうち「評価対象政策の重点化等」の件数と「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」の件数の間には、一部重複がある。

## (2) 事前評価

新規政策の立案等に当たり事前評価を行い、予算要求に反映した件数は、次表のとおり440件であり、うち43件は政策の改善・見直し等を行っている。また、54件の事前評価の結果が、機構・定員要求に反映されている（機構要求に係るものは13件、定員要求に係るものは50件（一部重複あり））。

なお、440件のうち、211件が法第9条により事前評価の実施が義務付けられている研究開発課題、個別公共事業、個別政府開発援助及び規制の4分野に係るものであり、229件が評価の実施が義務付けられていない分野の新規施策・事業に係るものである。

（単位：件）

分類	予算要求に反映した件数	
		うち、評価対象政策の改善・見直し等
研究開発課題を対象に評価	112	1
個別公共事業を対象に評価	51	0
個別政府開発援助を対象に評価	43	0
規制を対象に評価	5	0
上記以外の新規施策・事業を対象に評価	229	42
計	440	43

(注) 1 「評価対象政策の改善・見直し等」には、評価対象政策の見直しを行ったもののほか、複数の代替案の中から適切な政策を選択したもの等を含む。

2 「研究開発課題」及び「個別公共事業」には、事前評価の実施が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に取り組んでいるものを含む。

## 2 各行政機関別の反映状況

### (1) 事後評価

(単位:件)

行政機関名	分類	予算要求に反映した件数						機構・定員要求に反映した件数		
		これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し		評価対象政策を廃止、休止又は中止	機構要求に反映	定員要求に反映			
			うち、評価対象政策の重点化等	うち、評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止						
内閣府	行政の幅広い分野を対象に定期的に評価	19	8	10	9	1	1	4	0	4
	特定のテーマを対象に適期に評価	1	1	0	0	0	0			
	個別の継続事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	20	9	10	9	1	1			
公正取引委員会	行政の幅広い分野を対象に定期的に評価	5	3	2	2	0	0	3	2	3
	特定のテーマを対象に適期に評価	10	10	0	0	0	0			
	個別の継続事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	15	13	2	2	0	0			
国家公安委員会・警察庁	行政の幅広い分野を対象に定期的に評価	27	16	11	11	0	0	16	4	15
	特定のテーマを対象に適期に評価	0	0	0	0	0	0			
	個別の継続事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	27	16	11	11	0	0			
金融庁	行政の幅広い分野を対象に定期的に評価	14	13	1	0	0	0	13	7	12
	特定のテーマを対象に適期に評価	0	0	0	0	0	0			
	個別の継続事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	14	13	1	0	0	0			
総務省	行政の幅広い分野を対象に定期的に評価	3	0	3	2	1	0	10	3	10
	特定のテーマを対象に適期に評価	9	4	5	2	1	0			
	個別の継続事業等を対象に評価	2	1	1	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	14	5	9	4	2	0			



行政機関名	分類	予算要求に反映した件数						機構・定員要求に反映した件数		
			これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し	うち、評価対象政策の重点化等	うち、評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	評価対象政策を廃止、休止又は中止		機構要求に反映	定員要求に反映
公害等調整委員会	行政の幅広い分野を対象に定期的に評価	2	2	0	0	0	0	0	0	0
	特定のテーマを対象に適期に評価	0	0	0	0	0	0			
	個別の継続事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	2	2	0	0	0	0			
法務省	行政の幅広い分野を対象に定期的に評価	7	5	2	2	0	0	3	1	2
	特定のテーマを対象に適期に評価	0	0	0	0	0	0			
	個別の継続事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	7	5	2	2	0	0			
外務省	行政の幅広い分野を対象に定期的に評価	0	0	0	0	0	0	20	14	21
	特定のテーマを対象に適期に評価	24	1	23	11	0	0			
	個別の継続事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	25	25	0	0	0	0			
	計	49	26	23	11	0	0			
財務省	行政の幅広い分野を対象に定期的に評価	21	20	1	0	0	0	10	10	7
	特定のテーマを対象に適期に評価	0	0	0	0	0	0			
	個別の継続事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	21	20	1	0	0	0			
文部科学省	行政の幅広い分野を対象に定期的に評価	47	37	10	3	1	0	24	4	23
	特定のテーマを対象に適期に評価	0	0	0	0	0	0			
	個別の継続事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	47	37	10	3	1	0			
厚生労働省	行政の幅広い分野を対象に定期的に評価	41	32	9	5	0	0	5	2	5
	特定のテーマを対象に適期に評価	0	0	0	0	0	0			
	個別の継続事業等を対象に評価	15	13	2	1	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	56	45	11	6	0	0			

行政機関名	分類	予算要求に反映した件数						機構・定員要求に反映した件数		
			これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し	うち、評価対象政策の重点化等	うち、評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	評価対象政策を廃止、休止又は中止		機構要求に反映	定員要求に反映
農林水産省	行政の幅広い分野を対象に定期的に評価	18	1	17	17	15	0	4	0	4
	特定のテーマを対象に適期に評価	0	0	0	0	0	0			
	個別の継続事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	96	86	10	10	0	0			
	計	114	87	27	27	15	0			
経済産業省	行政の幅広い分野を対象に定期的に評価	14	0	14	14	0	0	7	1	7
	特定のテーマを対象に適期に評価	0	0	0	0	0	0			
	個別の継続事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	7	7	0	0	0	0			
	計	21	7	14	14	0	0			
国土交通省	行政の幅広い分野を対象に定期的に評価	49	27	22	7	1	0	12	5	11
	特定のテーマを対象に適期に評価	4	3	1	1	0	0			
	個別の継続事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	26	26	0	0	0	0			
	計	79	56	23	8	1	0			
環境省	行政の幅広い分野を対象に定期的に評価	9	0	9	9	0	0	8	3	8
	特定のテーマを対象に適期に評価	0	0	0	0	0	0			
	個別の継続事業等を対象に評価	2	2	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	11	2	9	9	0	0			
防衛省	行政の幅広い分野を対象に定期的に評価	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定のテーマを対象に適期に評価	0	0	0	0	0	0			
	個別の継続事業等を対象に評価	1	1	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	1	1	0	0	0	0			
計		498	344	153	106	20	1	139	56	132

(注) 「評価対象政策の改善・見直し」には、評価対象政策を構成する事務事業について、改善・見直しを行ったものを含む

## (2) 事前評価

(単位:件)

行政機関名	分類	予算要求に反映した件数		機構・定員要求に反映した件数		
			うち、評価対象政策の改善・見直し等		機構要求に反映	定員要求に反映
金融庁	研究開発課題を対象に評価	0	0	1	0	1
	個別公共事業を対象に評価	0	0			
	個別政府開発援助を対象に評価	0	0			
	規制を対象に評価	0	0			
	上記以外の新規施策・事業を対象に評価	1	0			
	計	1	0			
総務省	研究開発課題を対象に評価	5	1	0	0	0
	個別公共事業を対象に評価	0	0			
	個別政府開発援助を対象に評価	0	0			
	規制を対象に評価	0	0			
	上記以外の新規施策・事業を対象に評価	3	0			
	計	8	1			
公害等調整委員会	研究開発課題を対象に評価	0	0	1	0	1
	個別公共事業を対象に評価	0	0			
	個別政府開発援助を対象に評価	0	0			
	規制を対象に評価	0	0			
	上記以外の新規施策・事業を対象に評価	1	1			
	計	1	1			
法務省	研究開発課題を対象に評価	0	0	0	0	0
	個別公共事業を対象に評価	0	0			
	個別政府開発援助を対象に評価	0	0			
	規制を対象に評価	0	0			
	上記以外の新規施策・事業を対象に評価	7	0			
	計	7	0			
外務省	研究開発課題を対象に評価	0	0	0	0	0
	個別公共事業を対象に評価	0	0			
	個別政府開発援助を対象に評価	43	0			
	規制を対象に評価	0	0			
	上記以外の新規施策・事業を対象に評価	0	0			
	計	43	0			
財務省	研究開発課題を対象に評価	1	0	0	0	0
	個別公共事業を対象に評価	0	0			
	個別政府開発援助を対象に評価	0	0			
	規制を対象に評価	0	0			
	上記以外の新規施策・事業を対象に評価	0	0			
	計	1	0			
文部科学省	研究開発課題を対象に評価	25	0	16	3	16
	個別公共事業を対象に評価	0	0			
	個別政府開発援助を対象に評価	0	0			
	規制を対象に評価	0	0			
	上記以外の新規施策・事業を対象に評価	83	3			
	計	108	3			

行政機関名	分類	予算要求に反映した件数		機構・定員要求に反映した件数		
			うち、評価対象政策の改善・見直し等		機構要求に反映	定員要求に反映
厚生労働省	研究開発課題を対象に評価	32	0	0	0	0
	個別公共事業を対象に評価	0	0			
	個別政府開発援助を対象に評価	0	0			
	規制を対象に評価	0	0			
	上記以外の新規施策・事業を対象に評価	29	0			
	計	61	0			
農林水産省	研究開発課題を対象に評価	2	0	0	0	0
	個別公共事業を対象に評価	13	0			
	個別政府開発援助を対象に評価	0	0			
	規制を対象に評価	0	0			
	上記以外の新規施策・事業を対象に評価	0	0			
	計	15	0			
経済産業省	研究開発課題を対象に評価	0	0	19	4	18
	個別公共事業を対象に評価	0	0			
	個別政府開発援助を対象に評価	0	0			
	規制を対象に評価	0	0			
	上記以外の新規施策・事業を対象に評価	34	34			
	計	34	34			
国土交通省	研究開発課題を対象に評価	36	0	12	5	9
	個別公共事業を対象に評価	38	0			
	個別政府開発援助を対象に評価	0	0			
	規制を対象に評価	0	0			
	上記以外の新規施策・事業を対象に評価	63	0			
	計	137	0			
環境省	研究開発課題を対象に評価	0	0	1	1	1
	個別公共事業を対象に評価	0	0			
	個別政府開発援助を対象に評価	0	0			
	規制を対象に評価	5	0			
	上記以外の新規施策・事業を対象に評価	0	0			
	計	5	0			
防衛省	研究開発課題を対象に評価	11	0	4	0	4
	個別公共事業を対象に評価	0	0			
	個別政府開発援助を対象に評価	0	0			
	規制を対象に評価	0	0			
	上記以外の新規施策・事業を対象に評価	8	4			
	計	19	4			
	計	440	43	54	13	50

### 3 各行政機関が行った評価の結果が予算要求等に反映されている好事例

評価結果を平成 21 年度予算要求等に反映したものの中から各行政機関の好事例 22 件を掲載している。各事例の反映状況の分類は次の表のとおりである。

表

反映状況の分類	件数
改善・見直し等(事前評価)	3
改善・見直し(事後評価)	6
改善・見直し<重点化>(事後評価)	10
改善・見直し<一部廃止休止又は中止>(事後評価)	3
廃止、休止又は中止(事後評価)	1

(注) 「改善・見直し<重点化>(事後評価)」と「改善・見直し<一部廃止休止又は中止>(事後評価)」には 1 件重複がある。

内閣府	13
「社会連帯等の国民運動」	
【廃止、休止又は中止(事後評価)】	13
「食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進」	
【改善・見直し<重点化>(事後評価)】	14
公正取引委員会	16
「迅速かつ実効性のある法運用 独占禁止法違反行為に対する措置(平成 19 年度)」	
【改善・見直し<重点化>(事後評価)】	16
国家公安委員会・警察庁	18
「振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査及び予防活動の強化」	
【改善・見直し<重点化>(事後評価)】	18
金融庁	19
「金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実」	
【改善・見直し(事後評価)】	19
総務省	21
「国家公務員の人事管理の推進」	
【改善・見直し<重点化><一部廃止休止又は中止>(事後評価)】	21

「行政評価等による行政制度・運営の改善」	
【改善・見直し(事後評価)】	22
「ICT分野における国際戦略の推進」	
【改善・見直し<一部廃止休止又は中止>(事後評価)】	24
公害等調整委員会	26
「身近で効率的な公害紛争処理」	
【改善・見直し等(事前評価)】	26
法務省	27
「人権の擁護」	
【改善・見直し<重点化>(事後評価)】	27
外務省	28
「適切な報道機関対策・国内広報の実施( - 2 報道対策、国内広報、IT広報)」	
【改善・見直し<重点化>(事後評価)】	28
「外国人問題への対応強化」	
【改善・見直し<重点化>(事後評価)】	29
財務省	30
「適正な予算執行の確保」	
【改善・見直し(事後評価)】	30
文部科学省	31
「地域の教育力の向上」	
【改善・見直し(事後評価)】	31
厚生労働省	35
「治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること ( - 5 - 2)」	
【改善・見直し<重点化>(事後評価)】	35
「健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、 安全性の向上を図ること( - 7 - 1)」	
【改善・見直し<重点化>(事後評価)】	37
「規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を 推進すること( - 3 - 1)」	
【改善・見直し(事後評価)】	39

農林水産省	42
「国産バイオマス燃料の大幅な生産拡大[政策分野:バイオマスの利活用の推進]」	
【改善・見直し<重点化>(事後評価)】	42
経済産業省	43
「技術革新の促進・環境整備」	
【改善・見直し等(事前評価)】	43
国土交通省	48
「施策目標:公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、 ハイジャック・航空機テロ防止を推進する。 業績指標:大規模地震の影響を受ける地域の地下鉄内で、地震時に災害情報を 受信できる路線延長の割合」	
【改善・見直し<一部廃止休止又は中止>(事後評価)】	48
環境省	49
「生物多様性の保全と自然の共生の推進(施策5) 動物の愛護及び管理(目標5-4)」	
【改善・見直し(事後評価)】	49
防衛省	50
「佐世保(立神)艦艇係留施設整備事業」	
【改善・見直し等(事前評価)】	50

〔府省名：内閣府〕

<b>1 反映状況の分類</b>
評価対象政策の廃止、休止又は中止（事後評価）
<b>2 評価対象政策の名称及び概要</b>
社会連帯等の国民運動 様々な国民的課題の解決に資するため、国民に相互協力の心を取り戻し、地域や隣人との連帯意識を確立し、真に豊かで住みよい社会とするための活動、すなわち社会連帯活動を各地域において自主的、自立的に展開している集団を中心とする国民運動（社会連帯等の国民運動）の推進を図る。
<b>3 評価対象政策の目的・目標</b>
政策の目標 A）社会連帯都道府県大会参加者へのアンケートにおいて「有益だった」「良かった」とする評価の割合 80%以上 B）小さな親切運動全国フォーラム参加者へのアンケートにおいて「有益だった」「良かった」とする評価の割合 80%以上
<b>4 評価結果の概要</b>
社会連帯等の国民運動を推進するため、地域において自主的、自立的に社会連帯活動を行っている集団に属する者等を対象とした都道府県大会を開催するとともに、「小さな親切運動」を地域において推進している者等を対象とした全国フォーラムの開催等を行った。これらの事業については、参加者へのアンケート調査において、肯定的評価の割合を80%以上とすることを目標としたところ、当該目標を概ね達成することができた。 A）社会連帯都道府県大会 79% B）小さな親切運動全国フォーラム 99%
<b>5 評価結果の予算要求等への反映状況</b>
本政策が支援対象としてきた「国民自らによる自主的・自立的な活動」としての「社会連帯等の国民運動」各事業は、長年にわたる国からの支援もあり、既に広く定着し、かつ自律的に展開されており、国の予算措置がなければ成り立たないというものでは必ずしもなくなっていることから、これらの事業は、予算を伴う国の事業としては廃止し、平成21年度概算要求も行わないこととする。（平成20年度予算：37百万円） なお、今後は、民間団体等が行う事業への後援名義の使用承認や大会への祝辞の交付など、財政的支援以外の「側面支援」を行うことで、引き続き「社会連帯等の国民運動」の推進を図っていくこととする。



〔府省名：内閣府〕

<b>1 反映状況の分類</b>
評価対象政策の改善・見直し（評価対象政策の重点化等）（事後評価）
<b>2 評価対象政策の名称及び概要</b>
<b>食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進</b> 食品安全基本法第 13 条及び食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項において、「食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策について意見を述べる機会の付与等の取組を推進し、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るリスクコミュニケーションの促進を図る。」とされている。また、消費者基本計画においても「安全・安心の確保に対する消費者の関心の高まりを踏まえ、リスク分析を活用した行政運営を的確に推進するため、幅広い消費者のリスクコミュニケーションへの参加を促す。」こととされている。このため、国民の関心の高い事項等について、厚生労働省、農林水産省等と連携しつつ、関係者との間で情報の共有や意見の交換を行なうとともに、ホームページ、メールマガジン、パンフレット、季刊誌等を通じた情報発信に努めている。
<b>3 評価対象政策の目的・目標</b>
政策の目標 A) 意見交換会の参加者に対するリスク分析の考え方や食品安全委員会の活動についての理解に関するアンケート調査において、「理解が増進した者」の割合 50%以上 B) 年度末におけるメールマガジンの登録者数の増加割合 30%以上
<b>4 評価結果の概要</b>
意見交換会における分かりやすい説明と配付資料の工夫及びあらゆる機会を通じたメールマガジンの案内を行なった。その結果、目標年度における施策目標について、全て達成することができた。 A) 「理解が増進した者」の割合 53.4% B) 登録者数の増加割合 36.6% リスクコミュニケーション専門調査会における議論等を踏まえつつ、今後とも意見交換会を中心とするリスクコミュニケーションを実施するとともに、引き続きホームページ、メールマガジン、パンフレット、季刊誌の発行等により、より正確で分かりやすい情報発信に努める。また、地域におけるリスクコミュニケーションを効果的に推進するためリスクコミュニケーターを重点的に育成する。

## 5 評価結果の予算要求への反映状況

地域におけるリスクコミュニケーションを効果的に推進するためリスクコミュニケーターを重点的に育成する。

地域のリスクコミュニケーションを効果的に推進するためには、意思疎通を円滑にするファシリテーションや科学的知見を分かりやすく解説するインタープリテーションの能力を習得した者を積極的に活用することが有効であることから、平成21年度において、ファシリテーター能力、インタープリター能力を持つリスクコミュニケーターを一体的、重点的に育成する「リスクコミュニケーター育成高度化事業」の必要経費を要求する。  
(平成21年度概算要求：22百万円 [20年度予算：16百万円])

〔府省名：公正取引委員会〕

<b>1 反映状況の分類</b>
評価対象政策の改善・見直し（評価対象政策の重点化等）（事後評価）
<b>2 評価対象政策の名称及び概要</b>
〔名称〕 迅速かつ実効性のある法運用 独占禁止法違反行為に対する措置（平成 19 年度） 〔概要〕 独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査，事情聴取等）を行い，違反行為が認められた場合には，排除措置命令を行うほか，警告等の必要な措置を講ずる。
<b>3 評価対象政策の目的・目標</b>
独占禁止法に違反するカルテル，入札談合，不公正な取引方法等に対して厳正かつ迅速（小売業にかかる不当廉売事件について 2 か月を目途）に対処し，これらを排除することにより，公正かつ自由な競争を維持・促進する。
<b>4 評価結果の概要</b>
（総合的評価） 法的措置の件数等から独占禁止法違反行為に対して厳正に対処するという目標を達成していると考えられる。平成 19 年度の事件審査に要した期間（法的措置を採った事件の平均審査期間）は，平成 18 年度と同様である。  （必要性） 公正かつ自由な競争を促進し，事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにするためには，私的独占，不当な取引制限，不公正な取引方法などを禁止している独占禁止法の厳正なる運用が必要不可欠である。  （有効性） 平成 19 年度においては，24 件の法的措置を採っており，また，多様かつインパクトのある事件を処理したこと，確定した課徴金額について事業者 1 社当たりの課徴金額が過去 3 番目に多いものであることなど，独占禁止法違反行為に対して厳正に対処するという目標を達成していることからその有効性が評価されるものと考えられる。ただし，国民のニーズや競争環境の変化等により一層的確に対応した法運用を行うためには，より積極的に独占禁止法違反行為を発見するための体制強化が必要であると考えられる。  （効率性） 平成 19 年度において法的措置を採った全事件の平均審査期間は約 9 か月と，平成 18 年度の平均審査期間と変わらない状況にある。

平成 18 年 1 月から施行されている課徴金減免制度について、平成 19 年度においてなされた課徴金減免申請の件数は 74 件と平成 18 年度とほぼ同水準である。平成 19 年度に処理した事件のうち、課徴金の対象となり得る入札談合・カルテル等は 20 件であるところ、16 事件について当該制度が適用されたことが明らかにされており、入札談合・カルテル等の事件の大半が課徴金減免制度を活用したものと見える。

( 反映の方向性 )

寄せられる情報に基づく事件審査だけでなく、より積極的に独占禁止法違反行為を発見し、事件審査に結びつけていくことができるよう、端緒処理部門の体制強化が必要であると考えられる。

刑事告発をより一層積極的に行う方針であるが、そのためには、犯則調査権限を十分にいかすことができるよう、検察当局との連携の強化、内部研修の充実による審査能力の一層の向上を含め審査体制の強化が必要である。

不当廉売等の中小事業者に不当な不利益を与える不公正な取引方法については、今後とも、迅速な処理ができるよう審査体制の強化が必要である。

規制改革の進展、経済活動のグローバル化等により、各事業分野における競争環境の変化が一層速いものとなっている昨今の状況において、これまで以上に事件処理を迅速に行うことが求められているところ、審査担当部門の体制強化を図るとともに、リソースの有効活用、職員の審査能力向上を図っていく必要がある。

## 5 評価結果の予算要求等への反映状況

〔 概算要求 〕

評価結果を踏まえ、平成 21 年度概算要求において、規制緩和・知的財産権に関連した新しい類型の事件、国際カルテル事件等への厳正対処のため、審査関係の経費、証拠収集技術向上のための研修を充実させるための経費を要求している。

( 平成 21 年度概算要求 ; 238 百万円〔 20 年度予算 ; 211 百万円 〕 )

〔 機構・定員要求 〕

評価結果を踏まえ、審査担当部門の体制強化を図るため、平成 21 年度機構・定員要求において、上席審査専門官 ( 国際カルテル担当 ) の新設、国際カルテル、原油価格高騰に伴う価格カルテル等に係る情報収集・事件処理等を担当する審査専門官 30 名の増員を要求している。

〔府省名：国家公安委員会・警察庁〕

<b>1 反映状況の分類</b>
評価対象政策の改善・見直し（評価対象施策の重点化等）（事後評価）
<b>2 評価対象政策の名称及び概要</b>
振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化 振り込め詐欺・恐喝を始め、被害者に対面することなく、現金を自己の管理する預貯金口座に振り込ませるなどしてだまし取る、匿名性の高い知能犯罪が急激に増加している。これらの犯行手口は、一層巧妙化・多様化し、国民の間に甚大な被害が生じていることから、捜査活動を強化するとともに、予防活動を強化する。
<b>3 評価対象政策の目的・目標</b>
業績指標 指標：振り込め詐欺・恐喝の認知件数及び被害総額 達成目標：振り込め詐欺・恐喝の認知件数及び被害総額を前年よりも減少させる。 基準年：18年 達成年：19年 業績指標 指標：振り込め詐欺・恐喝の検挙人員及び検挙件数 達成目標：振り込め詐欺・恐喝の検挙人員及び検挙件数を前年よりも増加させる。 基準年：18年 達成年：19年
<b>4 評価結果の概要</b>
振り込め詐欺・恐喝の認知件数及び被害総額の減少という目標については、おおむね達成されたと認められるが、振り込め詐欺・恐喝の検挙人員及び検挙件数の増加という目標については、達成が十分とは言い難く、振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化は、達成が十分とは言い難い。振り込め詐欺・恐喝の平成19年の検挙率は、17.2%と未だ刑法犯全体の水準(31.7%)を大きく下回っており、また、被害状況についても、19年中は月を追うごとに漸増傾向にあり、20年に入ってからその傾向に歯止めがかからず、過去最悪の被害が発生した16年を上回るペースで推移しているなど、これまでどおりの対策を継続するのみではますます状況が悪化することは明らかであり、振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化のため、より一層効果的な施策を講じていく必要がある。
<b>5 評価結果の予算要求等への反映状況</b>
評価の結果を踏まえ、振り込め詐欺等広域知能犯罪対策の推進のための経費を概算要求した。 ・ 振り込め詐欺等広域知能犯罪対策の推進のための経費 （組織的、広域的に敢行される振り込め詐欺等の広域知能犯罪の取締りに必要な資機材の整備に要する経費） （平成21年度概算要求額25百万円〔平成20年度予算：22百万円〕）

<b>1 反映状況の分類</b>								
評価対象政策の改善・見直し（事後評価）								
<b>2 評価対象政策の名称及び概要</b>								
<p>金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実</p> <p>ディスクロージャーの電子化により、発行体企業における開示手続等や投資者等への企業情報の提供等を迅速化・効率化し、証券市場の活性化にも資することが期待されるため、E D I N E T（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）を利用したディスクロージャーの電子化を推進していく。</p>								
<b>3 評価対象政策の目的・目標</b>								
<p>目的：投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること</p> <p>（考え方：有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図る。）</p>								
<b>4 評価結果の概要</b>								
<p>（1）実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提出会社数の増加及び開示書類等蓄積データの増加に伴い、インターネットを通じたE D I N E Tへのアクセス件数（月平均）は年々増加傾向にあり（下表参照）、19事務年度のアクセスは約1,000,000件に及んだ。このような状況は、ディスクロージャーの電子化の推進により投資判断に必要な情報提供が効果的に行われていることを表わすものと考えられる。</li> </ul> <p>【E D I N E T情報公開サイトへのアクセス件数（月平均）の推移】（単位：件、事務年度：7月～翌年6月）</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>16事務年度</th> <th>17事務年度</th> <th>18事務年度</th> <th>19事務年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約152,000</td> <td>約277,000</td> <td>約321,000</td> <td>約1,000,000</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>20年3月にX B R L（財務情報の分析・加工を容易とする国際的に標準化されたコンピュータ言語）を導入した新E D I N E Tを稼働させ、開示情報の二次利用性と開示書類等利用者の利便性の向上を図った。</li> </ul> <p>（2）今後の課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>20年1月、重要な事項について虚偽記載のある大量保有報告書が、E D I N E Tに掲載されるという事態が発生した。このような事態の再発防止・危機管理のための措置等について検討するため、同年2月、実務者を中心に「E D I N E T運用改善に関する論点整理」を取りまとめ、公表したところ。</li> <li>現在のE D I N E Tに導入されているX B R Lは国際標準であるが、この言語で表現される財務データのタクソノミ（電子的ひな形）は各国で異なることから、複数の国で資金調達を行う企業や投資者がX B R L形式の財務データを作成・分析する</li> </ul>	16事務年度	17事務年度	18事務年度	19事務年度	約152,000	約277,000	約321,000	約1,000,000
16事務年度	17事務年度	18事務年度	19事務年度					
約152,000	約277,000	約321,000	約1,000,000					



際の大きな支障となる可能性がある。このため、日米欧でタクソノミの基本的な構造、用語、運用方法等について共通化し、相互運用性、比較可能性を確保する必要がある。

#### 5 評価結果の予算要求等への反映状況

評価結果を踏まえ、以下のとおり予算要求等を行った。

- ・「E D I N E T運用改善に関する論点整理」に基づき、当該改善を行うためのシステム開発に必要な経費 720 百万円を概算要求した。
- ・日米欧でタクソノミの基本的な構造、用語、運用方法等について共通化し、相互運用性、比較可能性を確保する X B R L 国際戦略に必要な経費 129 百万円を概算要求した。
- ・開示書類の審査体制の強化のために、定員を要求した。（うち、E D I N E T 担当：2 名）

〔府省名：総務省〕

<b>1 反映状況の分類</b>
評価対象政策の改善・見直し（評価対象政策の重点化等）（評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止）（事後評価）
<b>2 評価対象政策の名称及び概要</b>
国家公務員の人事管理の推進 国家公務員給与・退職手当制度の運営・改善を図るとともに、適切な人事管理を推進する観点から、能力・実績主義を重視した人事運用、多様な人材の確保・活用、高齢化への対応と適切な退職管理、職員の服務規律の確保、労働時間短縮に取り組んでいる。 加えて、職員の能力開発・啓発、福利厚生や労務管理の充実を図っている。
<b>3 評価対象政策の目的・目標</b>
国家公務員に関する制度を適切に運営・改善する。 質の高い行政サービスを実現し、行政に対する国民の信頼を確保するための適切な人事管理を推進する。 公務と公務員を取り巻く環境の変化に対応した公務能率の向上を図る。
<b>4 評価結果の概要</b>
あらかじめ目標（値）を設定した指標については進展が見られ、また、参考となる指標等についても、それぞれ着実に実施されていることから、全体として、基本目標の達成に向けた着実な取り組みがなされている。 ただし、「職員の福利厚生の充実」の中で、福利厚生施設である体育センター等の利用は、一定の利用実績があり有効性が認められるが、土日に偏っており、評価結果、また「政策のたな卸し」の観点から、施設の老朽化及び「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」の提言等を踏まえて廃止することとした。
<b>5 評価結果の予算要求等への反映状況</b>
評価結果、また、「政策のたな卸し」の観点から、「施設の老朽化及び国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」の提言等を踏まえ、国家公務員船橋及び枚方体育センター、福岡野球場の管理運営及び維持管理に必要な経費に係る予算については（平成20年度予算額0.62億円）、廃止することとした。



〔府省名：総務省〕

<b>1 反映状況の分類</b>
評価対象政策の改善・見直し（事後評価）
<b>2 評価対象政策の名称及び概要</b>
行政評価等による行政制度・運営の改善 1 政策評価の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、各府省は、所掌する政策について自ら評価を実施。総務省は、各府省において政策評価が円滑かつ着実に実施されるよう政策評価を推進するとともに、府省の枠を超えた全政府的な立場から、政策の統一性・総合性を確保するための評価（統一性・総合性確保評価）及び各府省の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動（客観性担保評価活動）を実施。 2 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進 中立・公正な立場から各府省の業務の実施状況等を調査し、その結果に基づき勧告等を行う行政評価・監視業務、国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関に必要なあっせん等を行う行政相談業務により、行政の制度・運営の改善を推進する。また、年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示し、年金制度に対する信頼を回復することを目的として、あっせん等を実施。
<b>3 評価対象政策の目的・目標</b>
政策評価の推進、行政評価・監視の実施、行政相談制度の推進等により、各府省における行政制度・運営の改善を図る。 特に、19～20年度の間は、新たに導入された経済財政諮問会議との政策評価に関する連携を強化し、重要対象分野に係る評価の実施の推進を図る。
<b>4 評価結果の概要</b>
1 政策評価の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施 総務省における制度の推進及び全政府的見地からの評価の実施を通じて、評価の質の向上、予算要求等政策への反映、関係府省における政策の見直し・改善が図られていることから、一定の効果を上げている。 2 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進 行政評価・監視については、迅速かつ的確な実施を通じ、勧告等に基づく行政制度・運営の見直し・改善が図られている。 また、行政相談については、苦情あっせん解決率が例年90%を超えているほか、あっせん以外にも関係機関等に相談内容を通知・連絡することなどにより行政制度・運営の改善を推進している。 さらに、年金記録に関するあっせん等の実施については、処理件数を飛躍的に増大させており、年金制度に対する国民の信頼の回復に資するものとなっている。しかしながら、審議の公平性を確保しつつも、更なる処理の推進が必要である。
<b>5 評価結果の予算要求等への反映状況</b>
評価結果を踏まえ、行政相談の迅速な受付、的確な処理、新任行政相談委員への支援を行う体制強化のために、短時間再任用職員の定員を要求した。（定員要求：32時

間×6名)

評価結果を踏まえ、年金記録の訂正に関するあっせん等の事案処理の一層の迅速化に取り組むために、年金記録確認第三者委員会に関する事務処理体制の強化のための定員を要求した。(定員要求：14名、振替要求252名)

〔府省名：総務省〕

1 反映状況の分類

評価対象政策の改善・見直し（評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止）（事後評価）

2 評価対象政策の名称及び概要

ICT分野における国際戦略の推進  
 二国間・多国間の政府間協議、国際機関への貢献により、ICT分野における国際的な課題解決、連携強化を図る。また、多様な手段を用いた我が国ICTに関する情報発信及び国際動向の調査を実施することにより、国際的な相互理解の増進及び我が国ICT企業の海外展開支援を図る。

3 評価対象政策の目的・目標

二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献、ICT分野の国際競争力強化に向けた海外展開支援の推進を通じて、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会実現への貢献を目標とする。

4 評価結果の概要

本政策について指標の達成状況を見ると、平成19年度に目標年度を迎えた全ての指標において目標を達成し（ ）、その他の指標についても目標年度に向けて取組が進行していることがわかり、政策の基本目標に向け着実に取組効果が現われていることが認められる。

主な指標と達成状況

指標等	目標値	目標年度	17年度	18年度	19年度
二国間での政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況	国際会議への参画及び意見交換の実施	19年度 (単年度)	・世界情報社会サミット(W SIS)に参加 ・APEC第6回電気通信・情報担当大臣会合に参加 ・ASEAN+3電気通信及びIT担当大臣会合に出席等	・ITU全権委員会議に出席 ・ASEM ICT閣僚会合に出席、 ・ASEANとの電気通信及びIT担当大臣会合に出席 ・インターネットガバナンスフォーラムに参加 ・日仏ICTシンポジウムを開催等	・APT事務局長に我が国の擁立候補が当選 ・次世代移動通信システムについて研究委員会の議長に我が国の擁立候補が当選 ・APEC、OECDのICT関係会合への出席及びEU、英、豪、加等との政策協議の実施 ・米・EUとの経済協議の実施 ・インターネットガバナンスフォーラムに参加等
アジア諸国との間でICT分野での協力関係の推進状況	10カ国以上	20年度	累計9カ国	累計12カ国	累計13カ国
アジア諸国におけるICT分野の人材育成の実施状況	3000人	20年度	766人	594人	653人 (累計3,647人)

二国間・多国間関係への対応、アジア各国等との協力等により、ICT分野における国際的な課題解決、連携強化等について、国際的な互惠関係の構築に向けて成果が上がっており、引き続き取り組むとともに実施方法等を見直す必要がある。また、我が国ICTに関する戦略的情報発信等を実施するとともに、国際機関に対して標準化活動等で主導的な役割を果たすことにより、我が国ICT企業の海外展開支援の推進等について、我が国ICT産業の国際競争力ある産業への誘導が進んでいる。今後は、我が国ICT産業のより一層の海外展開支援として施策を総合的に展開していく。

特に、ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進については、ICT重点3分野（地上デジタル放送方式、次世代IPネットワーク及びワイヤレス分野）における重点的な取組を行うなど、成果が上がっているところ、今後は更なる成果を上げるため、複数の施策による総合的な展開の必要がある。

## 5 評価結果の予算要求等への反映状況

- ・評価結果を踏まえ、ユビキタス関連技術等の国際展開を円滑に進めるための総合的な施策を展開するため、「ICT先進事業国際展開プロジェクト」に要する経費に係る予算を新規要求することとし、20.0億円を平成21年度概算要求に盛り込んだ。（平成20年度事前事業評価実施）
- ・評価結果を踏まえ、二国間、多国間及び国際機関の各種会議への積極的な参加を行うための経費に係る予算を引き続き要求することとし、0.6億円（平成20年度予算0.4億円）を平成21年度概算要求に盛り込んだ。
- ・評価結果を踏まえ、ICTの急速な高度化等に対応できる人材の育成等に要する経費に係る予算を引き続き要求することとし、2.4億円（平成20年度予算2.4億円）を平成21年度概算要求に盛り込んだ。
- ・評価結果を踏まえ、我が国ICT産業の一層の海外展開支援のため、戦略的情報発信を拡充することに要する経費に係る予算を拡充することとし、1.6億円（平成20年度予算1.0億円）を平成21年度概算要求に盛り込んだ。
- ・評価結果を踏まえ、我が国ICT産業の一層の海外展開支援に資する情報収集及び分析に要する経費に係る予算を拡充することとし、2.9億円（平成20年度予算2.0億円）を平成21年度概算要求に盛り込んだ。
- ・評価結果等を踏まえ、国際情報通信ハブ形成のための高度ICT共同実験については、国際間における情報流通促進のための基盤技術の検証について網羅的に実施しており、その役割を一定程度果たしたと判断されるため、平成21年度は予算要求を行わないこととした。
- ・評価結果を踏まえ、ICT国際展開支援に伴う官民合同ミッション団の形成・派遣や海外普及・啓発活動の着実な実施、海外情報発信の一層の強化、東南アジア諸国等への我が国方式の戦略展開とICT政策・制度の支援推進のための体制整備のため、平成21年度定員要求において、ICT国際展開担当補佐1名、国際広報担当係員等4名を増員要求することとした。

〔府省名：公害等調整委員会〕

<b>1 反映状況の分類</b>
評価対象政策の改善・見直し等（事前評価）
<b>2 評価対象政策の名称及び概要</b>
【名称】 身近で効率的な公害紛争処理 【概要】 1．地方在住者の負担軽減のため、現地における審問等の期日を実施する。 2．原因特定や因果関係の立証が困難な事件に的確に対処するため、原因裁定等に係る調査の充実を図る。 3．業務の効率化により、人員の合理化、既存経費の削減を図る。
<b>3 評価対象政策の目的・目標</b>
化学物質、土壌汚染、漁業被害、廃棄物など原因特定や因果関係の立証が困難な事件に的確に対処するとともに、国民が身近に公害等調整委員会を利用することができるようにし（国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢を提供することにより）、公害紛争をより一層迅速かつ適正に解決し、国民の安全・安心に資する。
<b>4 評価結果の概要</b>
公害等調整委員会は、柔軟性、利便性、専門性などの点で高い評価を得ている一方、東京一か所にしかないため、裁判所などに比べて不便であるという指摘がある。また、公害等調整委員会には、当事者からしばしば現地で審問等の期日を開いてほしいとの要望が寄せられている。しかし、現地期日はもとより、現地調査のための予算が不足しており、現地期日にほとんど対応できる状況にはない。  公害等調整委員会では、調査に係る予算が約 1,700 万円である一方、平成 19 年度に 18 件の事件が係属したことにかんがみ、一件当たりの調査費が 100 万円弱である。このため、土壌汚染、化学物質、漁業被害、廃棄物など原因特定や因果関係の立証が困難な事件に対して、迅速に充実した調査を実施することが困難な状況にある。また、多額の費用を要する調査については、次年度に延期せざるを得ない状況にある。  2の政策を実施することにより得ようとするのは、平成 21 年度に各事件ごとに1回以上現地における審問等の期日を実施し、国民が身近に公害等調整委員会を利用できるようになること、平成 21 年度に新たに係属する事件については、原因特定や因果関係を明らかにし、適正かつ妥当な結論を速やかに導き出すことにより、大型・特殊事件を除き、1年6月以内に解決を図ること、業務の効率化を図ることである。
<b>5 評価結果の予算要求等への反映状況</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>地方在住者の負担軽減のため、現地における審問等の期日を各事件ごとに年 1 回以上実施する。【平成21年度 1,000万円の増額要求】</li><li>原因特定や因果関係の立証が困難な事件に迅速かつ的確に対処するため、原因裁定等に係る調査の充実を図る。【平成21年度 3,000万円の増額要求】</li><li>業務の効率化により、人員の合理化減のほか、庁費、情報処理業務経費など既存経費の削減を図る。【平成21年度 2,200万円の減額要求 定員 2 名減員要求】</li></ul>



〔府省名：法務省〕

<b>1 反映状況の分類</b>
評価対象政策の改善・見直し（評価対象政策の重点化等）（事後評価）
<b>2 評価対象政策の名称及び概要</b>
（名称）人権の擁護 （概要）人権が尊重され、共存する人権尊重社会を実現するためには、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要である。このような理解を深めるため、国民一人一人の心に訴える人権啓発活動を行い、人権尊重思想の普及高揚を図る。
<b>3 評価対象政策の目的・目標</b>
人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権啓発活動ネットワークの整備、全国中学生人権作文コンテストの実施、人権侵犯事件の調査・対応を適正かつ迅速に行うことを目的としている。  達成目標：人権啓発活動の更なる推進 指標：全市町村数に対する人権啓発ネットワーク参加市町村数の割合（加入率） 目標値等：対前年度増
<b>4 評価結果の概要</b>
人権を尊重することの重要性を認識してもらうため、講演会及び広報活動の実施並びに啓発資料の制作等、様々な手法を用いた人権啓発活動を実施しているところ、全市町村数に対する人権啓発ネットワーク参加市町村数の割合（加入率）は、平成18年度末94.9%に対し、新たにネットワークを設置し参加を呼びかけた結果、同19年度末には99.9%に上昇するなど、人権啓発活動ネットワークの整備が着実に進捗することにより、地域における各啓発実施主体の連携協力による各種啓発活動が促進されるなどの効果をもたらしていること、同ネットワークの整備により、国、都道府県、市町村といった多様な人権啓発活動の実施主体が連携協力する体制が整備され、人権啓発活動を更に総合的かつ効果的に推進するという本施策の期待される効果が得られていると認められることなどから、本施策については、必要性、効率性、有効性のいずれにおいても相応に認められるものと考えられる。 なお、ネットワークの設置とともに同ネットワークのホームページを開設していたが、全国的にネットワークの設置が完了したことに伴い、ホームページの開設運用経費等を見直した。
<b>5 評価結果の予算要求等への反映状況</b>
評価結果のとおり、人権啓発ネットワーク参加市町村数の割合（加入率）は、99.9%となっており、従来は、ネットワークの設置とともに同ネットワークのホームページを開設していたが、全国的にネットワークの設置が完了したことに伴い、人権啓発活動ネットワークのホームページ開設運用等に関する経費を見直し、既存のホームページの運用経費のみを要求した。 平成21年度概算要求額 17,430千円 （平成20年度予算額 44,036千円）

〔府省名：外務省〕

<b>1 反映状況の分類</b>
評価対象政策の改善・見直し（評価対象政策の重点化等）（事後評価）
<b>2 評価対象政策の名称及び概要</b>
名称：適切な報道機関対策・国内広報の実施（ - 2 報道対策、国内広報、IT広報） 概要：我が国の外交政策に対する国民の理解・支持を増進させるために、外交政策についての各種情報を様々な方途を活用して適時に分かり易く提供し、また、外交のあり方についての世論の動向を的確に把握し外交政策の企画立案・実施の参考とする。
<b>3 評価対象政策の目的・目標</b>
外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する支持と理解を増進すること
<b>4 評価結果の概要</b>
（評価結果） 国民へのメディアを通じた間接的情報提供（報道機関に対する会見及びブリーフィングの実施並びにプレスリリースの発出（特に平成19年度は地方新聞に対する情報発信を強化）、発信力のある有識者への情報提供）及び直接説明（各種講演会等の開催、広報資料の作成・配布）を通じて、我が国の外交政策に関する情報を適時に分かり易い形で国民に提供した。外務省ホームページのアクセス数の伸びや直接対話の場におけるアンケートの結果等から明らかな通り、我が国の外交政策に対する国民の理解の増進に寄与できた。また、国民からの多種多様な意見を的確に把握することができた。 以上の理由から、目標の達成に向けて進展があった。
（課題） 外交政策に関する情報提供や説明責任は常に継続すべき取組であり、引き続き適切な報道機関対策・国内広報の実施に努める。その際、インターネット利用者の増加やフリーペーパーといった新たな媒体の出現等、国民の情報入手先の変化を的確に把握し、それに対応した報道機関対策・国内広報を実施することが今後の課題。
<b>5 評価結果の予算要求等への反映状況</b>
平成19年度に外務報道官組織より行われた、国民へのメディアを通じた間接的情報提供及び直接説明が、我が国の外交政策に対する国民の理解の増進に寄与できたことを踏まえ、こうした事業を21年度においてもさらに継続・発展させ、国民に対する情報発信をさらに充実させるべく、外務大臣等の記者会見動画をホームページにアップロードするための関係経費、報道モニタリングの強化のためのTV番組受信・録画のための経費等について予算要求を行った。 （平成21年度要求額：1,804百万円） なお、平成21年度は今次評価を踏まえ、地方新聞に対する情報発信強化の業務を担当する1名及び教育広報関係の業務を担当する1名の定員要求を行った。

〔府省名：外務省〕

<b>1 反映状況の分類</b>
評価対象政策の改善・見直し（評価対象政策の重点化等）（事後評価）
<b>2 評価対象政策の名称及び概要</b>
名称：外国人問題への対応強化 概要：中国人に対する団体観光査証受付公館の拡大及び家族観光査証の開始等の査証発給緩和措置をとる一方で、不法就労を企図する者や、犯罪歴のある者等の入国を防止するため、査証審査の厳格化措置をとり、適正な査証審査体制の整備のため、査証 WAN（広域ネットワーク）の拡充を進めた。また、外国人問題については、領事当局間協議、海外交流審議会答申のフォローアップ、国際シンポジウム等を実施し、関係国政府、地方自治体等と問題解決に向けた協力体制を強化した。
<b>3 評価対象政策の目的・目標</b>
(1) 国際的な人的交流の促進及び出入国管理等厳格化の要請に応えつつ、外国人問題への対応を強化 (2) 在日外国人が抱える問題に積極的に取り組むこと
<b>4 評価結果の概要</b>
(評価結果) (1) 我が国への外国人入国者数が大幅に増加する一方、不法残留者数、犯罪検挙人員は減少し、人的交流の拡大と出入国管理等厳格化の両方の要請に十分応えることができた。 (2) 二国間の領事当局間協議を通じ、相手国政府に問題を認識させ、解決に向けての連携強化を図ることができた。 (3) 海外交流審議会答申のフォローアップ、日系ブラジル人住民が多い静岡県での国際シンポジウム開催を通じ、外国人問題に関する国内関係省庁・地方自治体との議論の活発化、世論啓発に寄与した。 以上の理由から、目標の達成に向けて進展があった。 (課題) 適正な査証審査を実施する体制の整備を継続するとともに、出入国管理・外国人犯罪の問題、在日外国人の在留管理への取組を、関係省庁及び地方自治体、相手国政府等とも協力しつつ、促進させる必要がある。
<b>5 評価結果の予算要求等への反映状況</b>
(1) 適正な査証発給体制を整備するとの観点から、査証 WAN システムの運用経費及び老朽化した査証作成機器の更新を行うための機器借料経費を要求した。 (2) 外国人問題に関する議論をより具体的なものとするとの観点から、平成 20 年度まで開催していた国際シンポジウムに代えて、国内外の有識者を招聘し、地方自治体の担当者、NGO 関係者等実務者の具体的養成を目的としたワークショップを開催する経費を要求した。 (平成 21 年度要求額：1,115 百万円) (3) 平成 21 年度は査証官 6 名の定員増を要求した。



〔府省名：財務省〕

<b>1 反映状況の分類</b>
評価対象政策の改善・見直し（事後評価）
<b>2 評価対象政策の名称及び概要</b>
適正な予算執行の確保
<b>3 評価対象政策の目的・目標</b>
<p>国の予算の執行の責任及び権限は各省各庁の長に委ねられており、財政当局としても予算執行が法令の定めにより、かつ経済的、効率的に行われるよう努めている。また、予算の更なる効率化を図るため、「プラン（編成）・ドゥー（執行）・チェック（評価・検証）・アクション（反映）」のマネジメント・サイクルにおける、チェック・アクションの機能の強化が必要である。</p> <p>このため、予算執行調査を実施し、調査結果に基づき、予算執行の適正化、効率化を図るとともに、次年度以降の予算編成等への反映に努めている。また、公共調達については、引き続き入札契約の改善や随意契約の適正化・透明性等を図る必要がある。</p>
<b>4 評価結果の概要</b>
<p>19年度においては、財務局調査の開始時期の前倒しや、「予算執行調査室」の設置による実施体制の強化など、予算執行調査の充実・強化に努めた。また、契約の透明性を高める観点から、19年12月に、各府省庁が18年度に締結した契約について、「契約金額及び件数に関する統計」及び「随意契約に関する統計」としてとりまとめて公表したこと、20年度予算編成において、各府省庁の見直し状況を把握し予算に反映したことなど、随意契約の適正化に努めた。</p> <p>今後、更なる予算執行の適正化・効率化を図るため、予算執行調査の充実・強化、公共調達の一層の適正化等を図るとともに、支出の無駄の徹底的な排除に向けた取組を強力に推進していく必要がある。</p>
<b>5 評価結果の予算要求等への反映状況</b>
<p>平成19年度政策評価結果を踏まえ、平成21年度概算要求においては、引き続き、予算執行の適正化・効率化を図るため、予算執行状況について調査の充実・強化を図るとともに、支出の無駄の徹底的な排除に向けた取組を強力に推進するため、予算の受け取り手を明示し、予算がどのように使われているかを国民に分かりやすくしていくための取組に必要な経費等を要求した。（平成21年度概算要求額1,203百万円（平成20年度予算額8,128百万円、但し前年度限りの情報システム関係経費を除いた場合の平成20年度予算額は246百万円））</p>

〔府省名：文部科学省〕

<b>1 反映状況の分類</b>
評価対象政策の改善・見直し（事後評価）
<b>2 評価対象政策の名称及び概要</b>
地域の教育力の向上（施策目標 1 - 3）  多様な学習活動の機会や情報提供、様々な機関、団体が連携することにより、地域における学習活動を活性化させ、地域における様々な現代的課題等に対応するとともに、総合的に地域の教育力の向上を図る。
<b>3 評価対象政策の目的・目標</b>
達成目標 1 - 3 - 1 地域住民のボランティア活動や課題解決活動等を支援し、地域のきずなを深める取り組みを推進するとともに、人権等に関する学習機会の充実に向けた取り組みを推進する。 達成目標 1 - 3 - 2 ~ 5（略）  【判断基準・指標】 ・公民館におけるニート支援モデル事業参加者数が 1,000 人以上となること。 ・「平成 19 年度地域の図書館サービス充実支援事業」実施図書館数に対する、 1．利用者登録者数が増加した図書館数 2．翌年度も独自に事業を継続している図書館数 が 75%以上となること。 ・地域と共に歩む博物館育成事業の調査研究の成果が周知され、博物館運営に活用される内容となること。
<b>4 評価結果の概要</b>
公民館の事業の振興については、「公民館等におけるニート支援モデル事業」を実施した。地域の教育委員会・公民館等の社会教育施設及び N P O 法人が企業等と連携し、ニートを支援する事業をモデル的に実施することにより、全国への事業展開を図っているところである。委託先によってセミナーの方法等はさまざまであるが、開催数（39 回）、参加者数（1,060 人）は増加しており、ニートに対する知識を深めることで誤解や偏見をある程度解消できた。これらのことから、事業の目標は概ね想定通り達成できたと判断する。  図書館の事業の振興については、これからの図書館の在り方検討協力者会議を開催し、モデル事業を通じて、今日の図書館の現状や課題を把握・分析し、生涯学習社会における図書館の在り方について調査・検討を行った。また、地域における図書館サービスの充実を一層推進するため、図書館の課題解決支援機能や各種団体・機関との連携・協力、市町村合併等を踏まえた全域サービス等の充実などを行った。 委託先によって図書館サービスの充実の方法は様々であるが、8 割以上で、利用者登録数が増加するとともに、事業委託の翌年度も独自に事業を継続していた。これらのことから、事業の目標は概ね想定通り達成できたと判断する。

今後は事業によって得られた成果について、評価、検討するとともに、全国の図書館サービスの充実が一層促進されるよう、効果的な成果の普及を行っていく必要がある。

博物館の事業の振興については、「地域と共に歩む博物館育成事業」を実施し、委託研究を行い、今日の博物館の現状や課題を把握・分析し、生涯学習社会における博物館のあり方について調査・検討を行った。

これらの委託研究においては、「社会教育法等の一部を改正する法律」により、博物館法に規定された博物館の運営状況に関する評価や、従前には情報の乏しかったアジア各国の情報収集、災害等のリスクへの対応に加え、動物園、水族館、植物園といった、個別の館種に関する初めての客観的データの把握と分析を行った。これらの成果は広く配布も行われ、博物館運営に活用される内容となっており、事業の目標は概ね想定通り達成できたと評価する。

## 5 評価結果の予算要求等への反映状況

### (公民館の事業の振興)

公民館等におけるニート支援モデル事業については、参加者が増加したとはいえ委託先の報告には、広報誌・新聞等で情報を流しても面識のないニートの当事者の参加を得ることが容易ではないというところもあり、各事業に多くの方が参加しやすい環境をつくるのが課題として挙げられる。一方で、セミナーの開催数、参加者数は増加しており、ニートに対する知識を深め、誤解や偏見をある程度解消でき、公民館で行うニート対策事業の事例として一定の効果をあげたと解され、事業の重点化を図る観点から、平成20年度限りで廃止する。(平成20年度予算：3百万円)

### (図書館の事業の振興)

図書館の事業の振興については、図書館の在り方検討協力者会議で図書館の在り方について調査、検討した。また、モデル事業委託先で、利用者登録の増加が見られ、単独で独自に事業継続される地域が増加していることから、図書館の課題解決支援機能等を踏まえた事業として一定の効果をあげたと解され、平成20年度限りで廃止する。(平成20年度予算：21百万円)今後は事業によって得られた成果について、評価、検討するとともに、全国の図書館サービスの充実が一層促進されるよう、効果的な成果の普及を行っていく必要がある。

これを受け、平成21年度達成目標1-3-2にあげた、「図書館(中略)を通じた住民の学習活動や個人の自立支援を推進する」ため、新たに以下の事業を実施する。

#### <図書館機能を活用した「地域の知の拠点」づくり推進事業>

(平成21年度概算要求額：111百万円)

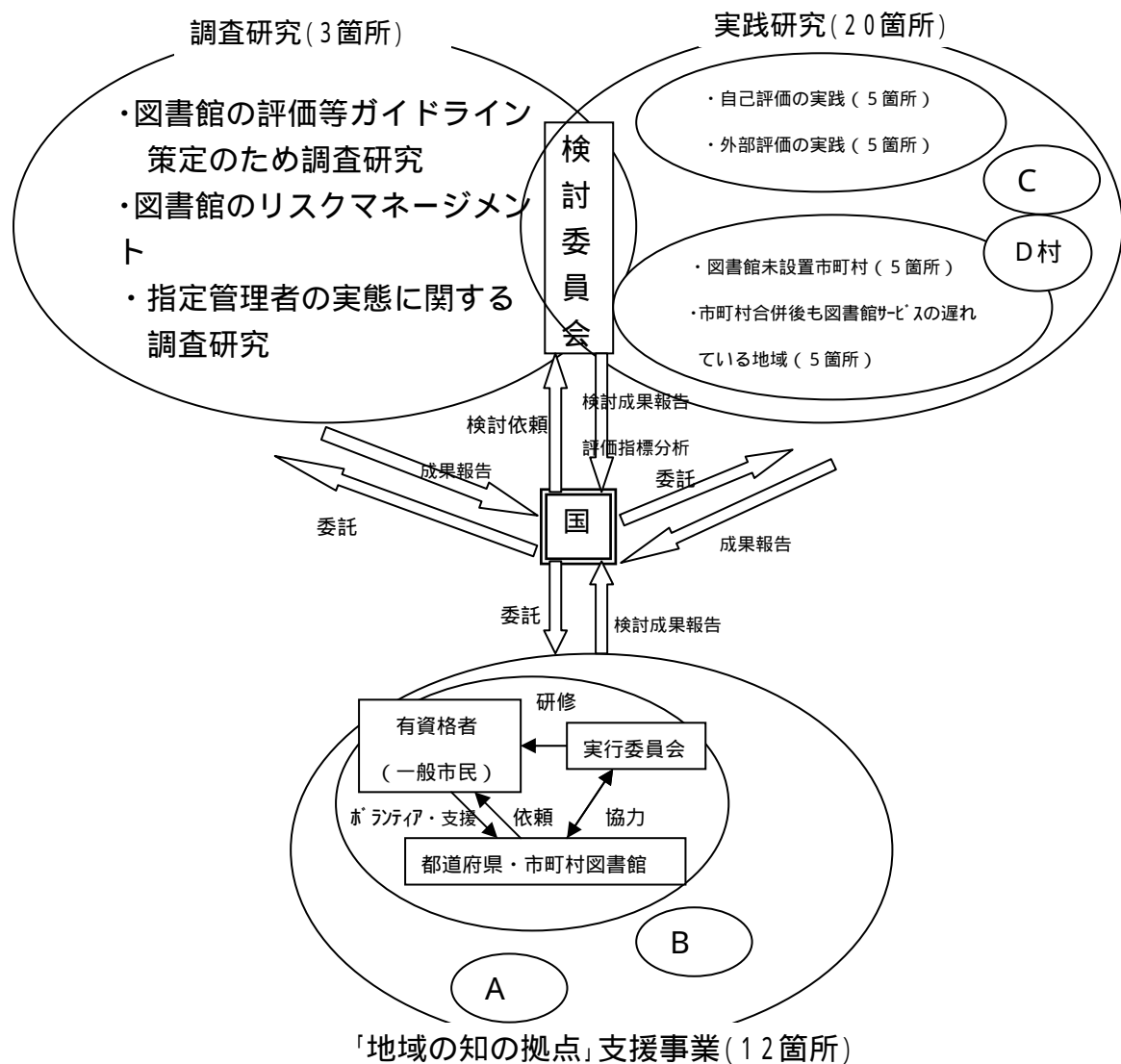
「地域の知の拠点」として地域の実情に応じた情報提供サービスを行うため、未設置市町村等にある図書資料室、市町村の合併後も図書館サービスの遅れている地域での図書館を拠点に、住民の読書の推進や住民が自ら必要とする情報がいつでも収集できるようにするための実践的な研究活動として各5箇所委託し、その成果を全国に周知して、委託を行っていない未設置市町村においても、図書館サービスの地域格差を改善させるための方策の検討に資する。図書館を設置する都道府県・市町村のうち、自己評価・外部評価に新たに取り組む、あるいは意欲的に充実を図ろうとする自治体に対して各5箇所

所評価の実施を研究委託し、その結果をもとに図書館に対する評価の指針・ガイドラインの作成のための検討を行う。実践研究については、年各5箇所の3か年計画で実施し、23年度までに委託先の地域住民に対する図書館サービスの満足度が80%以上改善することを目標とする。

また、図書館に関する評価のガイドライン、リスクマネジメント、指定管理者制度の実態についての調査を実施し、研究成果を配布する。このうち、評価のガイドラインについては上記検討を行うこととしており、検討委員会にて分析後、評価指標、ガイドラインを作成した上で、検討結果を配布する。研究成果が周知・普及されるための期間が必要であることから達成年度は23年度とし、達成年度までに、評価実施及び危機管理マニュアルを策定している図書館の達成率を80%以上の目標とする。

さらに、図書館機能を一層高めていくため、地域の司書の有資格者を活用した図書館ボランティアや図書館活動の支援者を育成するための支援事業を5箇所行う。達成年度は23年度とし、3年間で15箇所実施し、図書館ボランティアのうち有資格者の割合を増加させるとともに、事業の検証を行っていく。

事業委託は、いずれも都道府県・市町村教育委員会または未設置市町村等に設置する実行委員会組織で行う。



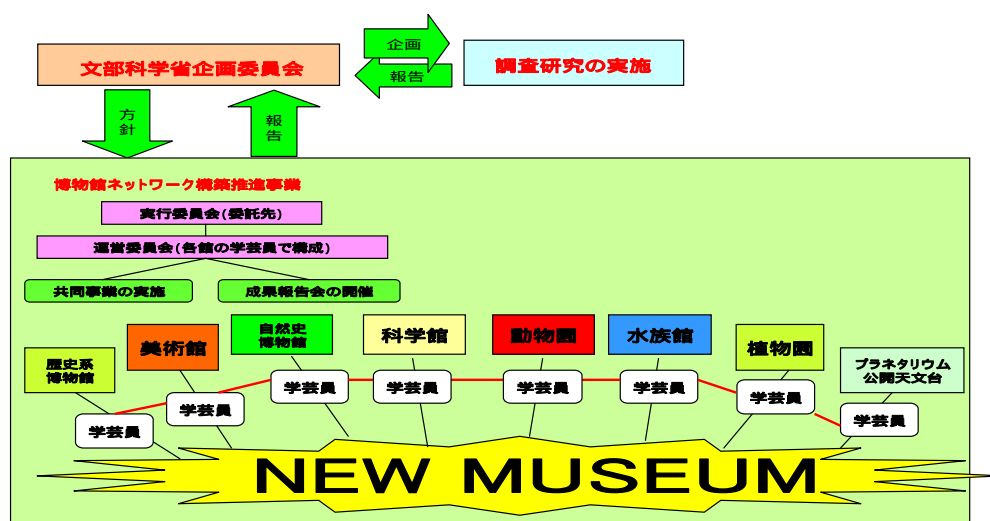
(博物館の事業の振興)

「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」(平成20年2月中央教育審議会)や「教育振興基本計画について～「教育立国」の実現に向けて～」(平成20年4月中央教育審議会)において指摘されている項目について、調査研究やモデル事業を行い、具体的な成果を抽出することが求められていると考える。また、博物館法や「公立博物館の設置・運営上の望ましい基準」(平成15年文部科学省告示)改正の動きに伴い、博物館に求められている役割の重要性がより一層高まりつつある中で、博物館における施設管理の在り方やリスクマネジメントや自己評価の一般的な基準については、様々な博物館にとって必要な情報となると考えられる。そこで、継続的に行うべき研究課題については、作成した報告書に足りない部分を補うよう、平成19年度に報告書を配布した先にアンケート調査を行うなどして、より必要とされる情報を収集する必要がある。

これを受けて、21年度から新たに以下の事業を実施する。

<地域で輝く博物館連携推進事業>(平成21年度概算要求:169百万円)

博物館関係者及び有識者等からなる企画委員会を設置して検討を行い、委員会のもと、博物館が緊急に対応を求められている評価基準やリスクマネジメントや指定管理者制度の実態のような検討課題について、国内外の博物館の実態や先進的取組等の調査を行う。また、設置者や館種が異なる博物館同士がネットワークを構築し、新たな共同事業を実施することにより、博物館の新たな可能性を開拓することや、学芸員の交流等を通じて、博物館機能の高度化を推進する。博物館法改正等を踏まえた必要な調査研究事項を計画的に実施することにより、博物館制度の充実に向けた施策目標をより効果的に達成していく。平成21年度から実施する博物館ネットワーク構築事業については年24箇所の3か年計画で実施し、事業の評価・検証を行うことにしている。





〔府省名：厚生労働省〕

<b>1 反映状況の分類</b>
評価対象政策の改善・見直し（評価対象政策の重点化等）（事後評価）
<b>2 評価対象政策の名称及び概要</b>
<名称> 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること（ - 5 - 2 ）
<概要> 健康を脅かす特殊の疾病等の予防・治療等を充実させるため、希少性があり、原因不明で効果的な治療方法が確立しておらず、生活面で長期にわたり支障をきたす疾患について、調査研究の推進や医療の確保等を図る。 また、特殊の疾病等の対策として、ハンセン病療養所の運営や、ハンセン病療養所退所者・非入所者等に対する生活支援、ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発等のハンセン病対策とともに、H I V・エイズに関する普及啓発及び教育、検査・相談体制の充実、医療提供体制の再構築など、エイズ対策を推進する。
<b>3 評価対象政策の目的・目標</b>
・難病対策を推進すること ・ハンセン病対策を推進すること ・エイズ対策を推進すること
<b>4 評価結果の概要</b>
<難病対策> 難病患者に対する受診機会の増加及び国民への情報提供は、難病情報センターホームページのアクセス件数の増加などに見られるように、有効かつ効果的に行われている。 今後とも、難病情報センターにおける情報提供の充実を図るなど、難病に関する情報提供を効果的に行うことが重要である。
<ハンセン病対策> ハンセン病対策の推進については、指標については、拡張工事に伴う休館があったため継続的な評価はできないが、再オープンしたハンセン病資料館が、差別・偏見の解消に向けた拠点として多くの入館者を集めるなど、目標の達成に向けて有効な取り組みが行われていると評価できる。 この他、中学生向けパンフレットの配布事業やシンポジウムの開催等が着実に実施されており、今後も元患者等と協議を重ねながら必要な政策の実施を図ることが重要である。
<エイズ対策> H I V・エイズに関する普及啓発により、H I V検査件数、H I V・エイズに関する相談件数が増加しており、普及啓発の効果及び利用者の利便性に配慮した検査体制の整備について、成果が認められる。 今後とも、より一層、普及啓発の推進に取り組むとともに、検査・相談体制の充実、医療提供体制の再構築など、エイズ対策を推進することが重要である。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)		H15	H16	H17	H18	H19
1	難病情報センターへのホームページアクセス件数(単位:千件) (前年度以上/毎年度)	7,848 【129.2%】	10,192 【129.9%】	13,336 【130.8%】	17,385 【130.4%】	17,358 【99.8%】
2	ハンセン病資料館の入館者数 (単位:人) (前年度以上/毎年度)	13,164 【91.3%】	12,583 【95.6%】	5,190 【 - %】	- 【 - %】	21,120 【 - %】
3	保健所等におけるHIV抗体検査件数(単位:件) (前年以上/毎年)	75,539 【122.5%】	89,004 【117.8%】	100,287 【112.7%】	116,550 【116.2%】	153,816 【132.0%】

(調査名・資料出所、備考)

- 各指標は、健康局疾病対策課の調べによる。
- 指標1及び2の各年度の数値は年度末時点であり、指標3の各年の数値は年末時点である。
- なお、指標2については、ハンセン病資料館の拡充工事に伴う休館(平成17年9月から平成19年3月末まで)により、平成17年度については8月31日までの入館者数となっており、平成18年度については実績値は無い。

【参考】難病情報センターHP <http://www.nanbyou.or.jp>  
エイズ予防情報ネットHP <http://api-net.jfap.or.jp/htmls/frameset-03-02.html>

5 評価結果の予算要求等への反映状況

評価結果を踏まえ、難病情報センター事業を充実させるため、平成21年度予算概算要求を行った。

< 難病対策 >

- ・ 難病情報センター事業

平成21年度予算概算要求額：52百万円

< ハンセン病対策 >

- ・ 謝罪・名誉回復措置(中学生を対象としたパンフレット作成、国立ハンセン病資料館運営経費等)

平成21年度予算概算要求額：1,765百万円

< エイズ対策 >

- ・ 発生の予防及びまん延の防止(保健所等におけるHIV検査・相談事業等)

平成21年度予算概算要求額：650百万円

- ・ 普及啓発及び教育(エイズ知識啓発普及事業等)

平成21年度予算概算要求額：145百万円

〔府省名：厚生労働省〕

<b>1 反映状況の分類</b>
評価対象政策の改善・見直し（評価対象政策の重点化等）（事後評価）
<b>2 評価対象政策の名称及び概要</b>
名称：健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること（ - 7 - 1 ）
1 目的等 安全な血液製剤の安定供給の確保等を目的として、献血の推進に関する計画を策定し、血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保及び適正な使用の推進を図る。
2 根拠法令等 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号） 平成19年度の献血の推進に関する計画（平成19年厚生労働省告示第55号）
<b>3 評価対象政策の目的・目標</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>健康な献血者の確保を図り、献血により安全な血液製剤が需要に応じて適切に供給されるようにするとともに、血液製剤の国内自給の推進を図ること</li><li>血液製剤の使用適正化を推進すること</li></ul>
<b>4 評価結果の概要</b>
<b>【有効性の観点】</b> 安定供給に必要な献血量を確保することができており、血液製剤についても相当程度国内献血により確保されている。また、以前は大量に使用されていたアルブミン製剤の使用量も着実に減少し、あわせてその自給率も増加しており、安全で安心な血液製剤を安定的に供給していると評価できる。
<b>【効率性の観点】</b> 献血により確保した血液量については概ね達成水準の90%を維持しており、また血液製剤使用適正化推進に係る調査研究については全ての都道府県の合同輸血療法委員会で実施するのではなく、自主的に協力を申し出た合同委員会の中で積極的な取組が見られるところに限って委託し、その調査研究結果を全国的に共有することにより、効率的に安全で安心な血液製剤を安定的に供給していると評価できる。
<b>【総合的な評価】</b> 上記2つの観点から、効果的かつ効率的に安全で安心な血液製剤を安定的に供給していると評価できる。



【反映の方向性】

安定的な献血量を確保するとともに、血液製剤については使用量の減少が図られており、一定の成果は上がっている。ただし、献血量及び献血者数については減少傾向にあり、特に若年者層の献血者数の減少が著しいところである。このため平成21年度予算概算要求においては、幼少期からの献血への理解を深めるための啓発普及経費と、採血前の血液検査の結果、血液比重又は血色素量が採血基準に満たないと判断され、採血不能となった献血希望者への健康相談を行うことにより献血者の増加を図る事業を新たに要求することとしている。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	献血により確保した血液量(単位:万L) (安定供給に必要な血液量/毎年度)	207.8	201.8	196.0	184.2	188.7
	施策目標に係る指標1と同じ。	- 【-%】	219 【92.1%】	198 【99.0%】	196 【94.0%】	193 【97.8%】
(調査名・資料出所、備考)						
<p>・指標1は、日本赤十字社調べによる。なお、達成水準としている「安定供給に必要な血液量」は、国が毎年度策定する献血の推進に関する計画(以下「献血推進計画」という。)によるが、当該計画では、供給不足を防止する観点から実際の需要量よりも大きい数値を目安として設定しているため、概ね水準の90%を達成すると適正な需給バランスが実現するものである。</p> <p>「安定供給に必要な血液量」は、新血液法(「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」)第10条に基づき定める献血推進計画において策定するものであるが、同法の施行が平成15年7月であったため、策定値は平成16年度からとなっている。</p>						

5 評価結果の予算要求等への反映状況

予算要求

若年層向け雑誌でのPR事業と、「若年者層献血意識に関する調査」を実施し、効果的な啓発活動のあり方についての検討課題を洗い出すための検討会を設ける事業を廃止した。

一方、21年度要求において、採血前の血液検査の結果、血液比重が採血基準に満たないと判断され、採血できない献血希望者への健康相談を行うことにより献血者の増加を図る事業と、幼少期にある親子への啓発資材の作成により、今後少子化の影響により献血対象者の絶対数が減少する中で、将来の献血者の確保を図る事業を新たに予算要求した。

(新規)

幼少年献血普及啓発事業費 19百万円

平成21年度予算概算要求額: 727百万円

〔府省名：厚生労働省〕

<b>1 反映状況の分類</b>
評価対象政策の改善・見直し（事後評価）
<b>2 評価対象政策の名称及び概要</b>
名称：規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること（ - 3 - 1 ） 1 目的等 麻薬・覚せい剤等の不正流通を遮断するため、国内外の関係機関と協力して取締りを徹底するとともに、医療機関・薬局における医療用麻薬の適正使用を推進する。また、薬物乱用を未然に防止するため、薬物乱用の危険性を啓発する。さらに、麻薬・覚せい剤等の使用のきっかけとなる危険性のある違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）の不正流通を遮断するため、幻覚等の作用を有する物質を指定薬物として指定し、その取締りを徹底する。  2 根拠法令等 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号） 大麻取締法（昭和23年法律第124号） あへん法（昭和29年法律第71号） 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号） 薬事法（昭和35年法律第145号）
<b>3 評価対象政策の目的・目標</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>麻薬・覚せい剤等の不正流通の遮断を推進するとともに、医療用麻薬の適正な流通を確保すること</li><li>麻薬・覚せい剤等の乱用防止を推進すること</li></ul>
<b>4 評価結果の概要</b>
【有効性の観点】 薬物乱用対策推進本部が策定した「第3次薬物乱用防止5か年戦略」や犯罪対策閣僚会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」の下、青少年等の薬物乱用の根絶のための各種啓発活動、国際的密輸入事犯や組織的密売事犯への対応をはじめ、関係省庁、関係機関との連携を密にした協力体制を確立することによる、総合的な取締対策を推進している。 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止の推進に係る施策においては、徹底した取締りや各種媒体を利用した全国的な啓発等の結果、薬物事犯の検挙人員については各年において数値にバラツキは見られるものの、一定の水準で推移している。主な薬物の押収量については、近年減少傾向にあったが平成19年は増加した。

これは、違法薬物にかかる供給遮断・需要削減のための取締を実施した結果、水際での大量押収や末端乱用者の検挙に至ったものであり、一定の成果は上げていると評価できる。

【効率性の観点】

また、取締事業においては、麻薬等についてインターネット上で販売広告を行う事犯、イラン人密売組織等を多数検挙し、また大麻やMDMA等合成麻薬については若年層を中心に重点的な取締りを行う等、効果的な取締を行っている。

【総合的な評価】

以上のように、各種施策の推進により、目標達成に向け一定の成果を上げていると評価できる。しかしながら、検挙人員、押収量からみても薬物事犯が深刻な状況であることに変わりがないことから、今後とも薬物対策関係省庁等との捜査協力や情報交換を通じて緊密な連携を図ることにより啓発活動や取締体制の充実強化を進めることが必要である。

なお、違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）については、改正薬事法に基づき、指定薬物として指定し、製造、輸入、販売等を禁止し、買上調査に基づく立入検査やインターネット上での販売広告の監視を行うとともに、パンフレットの配布等による啓発活動を行っており、不正流通及び乱用防止の推進を図っているが、より実効あるものとするため、引き続き監視・指導取締を充実させる必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) 【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 薬物事犯の検挙人数(単位:人) (-)	17,555 【 - %】	15,412 【 - %】	16,231 【 - %】	14,882 【 - %】	15,175 (速報値) 【 - %】
2 主な薬物の押収量(単位:kg) (-)					
・覚せい剤	493.5	411.3	122.8	144.0	359.0
・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂)	881.3 【 - %】	970.1 【 - %】	886.2 【 - %】	332.6 【 - %】	560.6 (速報値) 【 - %】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、厚生労働省・警察庁・海上保安庁及び財務省(押収量のみ)の統計資料によるが、平成19年度の数値は速報値であり、平成20年9月に確定値等を公表予定である。					

## 5 評価結果の予算要求等への反映状況

### 予算要求

評価結果を踏まえ、我が国の薬物情勢は依然として厳しいことから、引き続き、規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進する観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。

(継続)

#### ・麻薬取締事業費

(平成21年度予算概算要求額：578百万円〔平成20年度予算額：551百万円〕)

#### ・麻薬・覚せい剤原料不正流通防止対策事業

(平成21年度予算概算要求額：3百万円〔平成20年度予算額：3百万円〕)

#### ・あへん供給確保事業

(平成21年度予算概算要求額：1,150百万円〔平成20年度予算額：1,098百万円〕)

#### ・広報啓発事業

(平成21年度予算概算要求額：229百万円〔平成20年度予算額：216百万円〕)

#### ・再乱用対策事業

(平成21年度予算概算要求額：8百万円〔平成20年度予算額：8百万円〕)

#### ・違法ドラッグ対策事業

(平成21年度予算概算要求額：60百万円〔平成20年度予算額：74百万円〕)

平成21年度予算概算要求額：2,028百万円

### 機構・定員要求

評価結果を踏まえ、我が国の薬物情勢は依然として厳しいことから、引き続き取締体制の強化を図る必要があることから増員要求することとした。(定員要求：20名)

〔府省名：農林水産省〕

## 1 反映状況の分類

評価対象政策の改善・見直し（評価対象政策の重点化等）（事後評価）

## 2 評価対象政策の名称及び概要

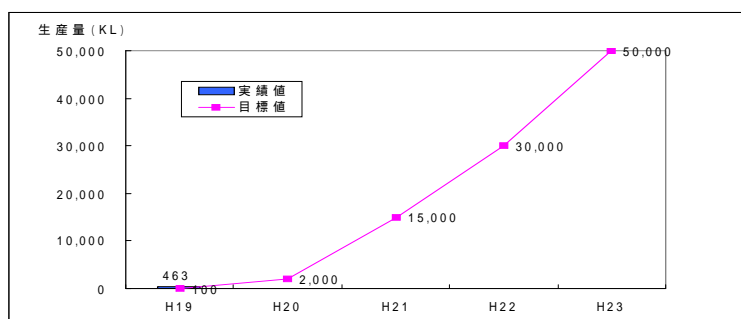
国産バイオ燃料の大幅な生産拡大〔政策分野：バイオマスの利活用の推進〕

バイオマスの利活用の推進は、地球温暖化の防止や循環型社会の形成、競争力のある新たな戦略的産業の育成、農林漁業及び農山漁村の活性化につながるもの。

このため、国産バイオ燃料の本格的な導入に向け、バイオ燃料の利用モデルの整備と技術実証を行い、国産バイオ燃料の生産拡大を図る。

## 3 評価対象政策の目的・目標

国産バイオ燃料を平成 23 年度に単年度 5 万 K L 以上生産



## 4 評価結果の概要

国産バイオ燃料の生産拡大については、政策目標を達成しており、施策は有効であることから、引き続き現在の施策を推進するとともに、世界的に食料供給との競合が懸念されることから、今後は、食料供給と競合しない稲わらや間伐材等の未利用バイオマスを有効に活用していく必要がある。

平成 19 年度目標：国産バイオ燃料の生産量 100 K L 以上生産

平成 19 年度実績：463 K L（A ランク）

## 5 評価結果の予算要求等への反映状況

平成 23 年度に国産バイオ燃料を単年度 5 万 K L 生産する目標の達成に向けて、「農林漁業バイオ燃料法」に基づき、農林漁業者等とバイオ燃料製造業者が連携する取組を支援する。

また、北海道洞爺湖サミットの首脳声明（第二世代バイオ燃料の開発と商業化を加速）を受けて、稲わらや間伐材等のセルロース系原料を活用した日本型バイオ燃料の大幅な生産拡大を一層推進する。

【環境バイオマス総合対策推進事業（拡充） 3 5 2（3 5 2）百万円】

【地域バイオマス利活用交付金のうち農林漁業者参加促進事業（拡充）

1 2 , 5 9 1（1 1 , 1 2 9）百万円の内数】

【ソフトセルロース利活用技術確立事業（継続）

3 , 7 9 8（3 , 2 3 7）百万円】

〔府省名：経済産業省〕

<b>1 反映状況の分類</b>
評価対象政策の改善・見直し等（事前評価）
<b>2 評価対象政策の名称及び概要</b>
技術革新の促進・環境整備 産学官一体となった知識の融合、先端的・革新的な研究開発とその事業化や人材育成など、イノベーションのタネを生み出し、育て、広めていくために必要となる環境整備を行い、我が国が世界最高のイノベーションセンターとして、研究開発と市場との間でイノベーションが連続的に生み出される好循環を構築することにより、我が国の競争力の強化、新産業創出、経済成長、国民生活の向上に貢献するとともに、地球規模の制約の克服等中長期的課題の解決を図る。
<b>3 評価対象政策の目的・目標</b>
人口減少社会の到来や資源獲得競争の激化、地球温暖化問題などの制約要因を抱えている中であっても、今後も、我が国が中長期にわたる経済成長を達成するため、イノベーションの加速化により、成長力、競争力を強化し、社会変革をもたらし、国民が経済フロンティアの拡大を実感できるようにしていくことが不可欠。我が国において、連続的にイノベーションのタネを生み出し、育て、広めていくことができるよう、下記の4つの目標の達成を目指す。
<u>国が行う研究開発によるイノベーションの創出の促進</u> 革新的技術及び環境エネルギー技術などの国が牽引してイノベーションを加速すべき領域・分野について、中長期的な市場ニーズ・社会ニーズを見据えて戦略的かつ効果的に研究開発を行い、イノベーションの加速化を図る。 【指標】・第三期科学技術基本計画における重点推進4分野等に対し措置されている国の研究開発投資の額の推移
<u>研究開発の成果を国民生活や経済活動の変革に直結させるための環境整備</u> 十分な研究開発投資及び効果的な技術戦略を通じて連続的に成果が生み出され社会の中で活かされるよう、研究開発への適正な投資が行われ、研究開発の成果を国民生活や経済活動の変革に直結させることを目指す。 【指標】・我が国の経済成長における全要素生産性（TFP）の伸び率 ・研究開発投資の額 ・NEDOにおける査読済論文等、産総研における論文発表等
<u>企業や業種等の壁を越えた共同研究開発等によるオープンイノベーションを促進するための環境整備</u> 社会の多様化が進み、技術の進歩のスピードが速まる中で、研究開発の成果が早期



に社会の変革をもたらし、これを広く国民が実感できるよう、組織や業種等の壁を越えて、技術・人材を機動的に結集させる「オープンイノベーション」がすすむ環境を整備する。加えて、異分野の研究者、経営者と技術者、ユーザー等が、その垣根を超えて協働し、技術や知識の融合の自立的な展開を目指す。

【指標】・鉱工業技術研究組合の数の推移

・国内の研究開発従業者に対する融合の場の認知度

#### 産学官連携の促進による地域発イノベーションの創出の促進

地域における裾野の広い持続的な経済成長可能とするため、企業と大学等との産学官の共同研究を促進することによって、地域発のイノベーションを次々と創出し、地域経済の活性化を図る。

【指標】・TLOのロイヤリティ収入

・産業界をリードする大学発ベンチャーの創出

## 4 評価結果の概要

### 《施策の背景、必要性》

施策の背景として、

産業技術の最先端が理論限界の領域に迫るなどの研究開発を巡る環境変化に対する対応の遅れ

研究開発からのイノベーションの低効率性

「縦割主義」の存在による連携・融合（オープンイノベーション）への取組の遅れ  
多様化する産業界の人材ニーズに対応できる高度な研究・技術人材育成の遅れ

といったことがあり、これらを踏まえれば、以下に述べるような施策の必要性が認められる。

人口減少と高齢化、国際競争の激化などの大きな環境変化を克服していくためには、絶えざるイノベーションにより付加価値の高い産業活動・経済活動を創出するなど、経済・社会システムの変革と構築が必要であるところ、イノベーションの創出の源である技術開発や人材育成等には、まとまった規模の投資を要するとともにリスクも高く、国の関与により、不確実性（高リスク）等に対応しつつ、効率的かつ確かな投資行動を促進することが必要。

国内外の技術革新に関する調査や議論も踏まえれば、産学官間、企業間、大学（学部）間の連携・融合の重要性が増加しており、外部リソースの活用やネットワーク形成を含め、行政がこれらを支援・促進させることが必要。

新技術の社会での利用・導入を促進するためには、規制の見直し、標準の策定等の環境整備において、行政が適切に関与することが不可欠。

民間の経済活力の向上、対外経済関係の円滑な発展を中心とする経済及び産業の発

展や鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給確保が経済産業省の主要な任務であることから、これら政策的な課題について総合的な政策の立案と適切な関与が必要。

## 5 評価結果の予算要求等への反映状況

資源・食料の高騰、地球温暖化、本格的な少子高齢化等、我が国は大変困難な課題に直面している。これを克服し、今後とも持続的な成長を実現するため、我が国のもてる技術力を最大限に生かす取組を強化することが必要。

このため、科学技術創造立国を早期に実現し、国民がイノベーションの創出を実感できるよう、

- ・地球温暖化、安全・安心など社会のニーズを踏まえた「イノベーションプログラム」の効率的推進
- ・研究開発の成果を国民生活や経済活動の変革に直結させるための環境整備
- ・産学官の連携等による地域発イノベーション創出の促進

に重点的に取り組む。

### 《予算》

#### (1) 国が行う研究開発によるイノベーションの創出の促進

平成20年3月に、従来の研究開発プログラムをイノベーションプログラムとして大胆に見直し・大括り化を行い(17分野 7分野)、技術戦略マップを踏まえた研究開発プロジェクトの企画立案、NEDO交付金を活用した効果的かつ効率的なプロジェクトの実施を図る。(平成21年度概算要求:893.3億円及び運営費交付金[平成20年度予算:890.7億円及び運営費交付金])

#### (2) 研究開発の成果を国民生活や経済活動の変革に直結させるための環境整備

世界最先端の環境力、技術力など日本の強みを活用し、低炭素社会・安心社会の実現に向けた「先駆的な社会システム」のモデルを地域ぐるみで実証する取組を支援し、併せて海外展開を促進する、地域発新社会システム実証プロジェクトを実施する。(平成21年度概算要求:36.1億円及び運営費交付金[新規要求])

イノベーション実用化助成事業について、実用化につながる研究開発への支援の効率・効果を向上させるための懸賞金型の補助金制度を創設する。(平成21年度概算要求:運営費交付金[平成20年度予算:運営費交付金])(一部【施策30温暖化対策】に関連)

産業技術研究開発委託費について、公的研究機関と中小・ベンチャー企業の共同研究により中小・ベンチャーが開発した革新的な製品の実証し、公的機関への調達を促進する中で、その対象となる機器を広げるとともに、平成21年度は、これまで本事業で培った実証・試作支援のノウハウを活用し、企業や商工会議所、公設試等からの相談を受け付け、共同研究を行う「シャトルサービス事業」を実施する。(平成21年度概算要求:10.0億円[新規要求])



産学連携による人材育成プログラムの開発等を支援する産学連携人材育成事業を実施する。(平成21年度概算要求:21.3億円[新規要求])(【施策01産業人材】に関連)

(3) 企業や業種等の壁を越えた共同研究開発等によるオープンイノベーションを促進するための環境整備

重要技術が俯瞰することができる技術戦略マップをWEB上に書き込み可能な形で適切に開放し、ニーズとシーズを繋げる場を実現する。(平成21年度概算要求:3.6億円の内数[平成20年度予算:4.3億円の内数])

(4) 産学官連携の促進による地域発イノベーションの創出の促進

地域の大学や公設試等の研究機関の連携強化を支援する事業や、大学と企業等が共同して実施する産学連携による実用化研究開発を支援する事業等からなる、地域イノベーション協創プログラムを着実に推進する。(平成21年度概算要求:16億円及び運営費交付金[平成20年度予算:79億円及び運営費交付金])(【施策24地域経済の活性化の推進】に関連)

#### 《税制》

鈹工業技術研究組合に係る税制措置について、民間における共同研究開発の活性化を図るため延長及び制度見直しに併せた所要の税制措置を要望。

特別試験研究税制(産学官連携税制)の対象の見直しを要望

#### 《法令・ガイドライン等》

鈹工業技術研究組合にかかる検討

オープンイノベーションの促進のため、現行の研究開発体制を見直し、企業、大学、研究機関など様々な主体が連携し、共同での研究開発及び事業化を効率的に行える体制を整備していく必要がある。このため、鈹工業技術研究組合法について、研究開発から事業実施に向けた円滑な組織転換を可能にする等の制度整備について検討中。

日本版バイドール法の見直し・検討

国の委託研究開発の成果の海外流出等問題点が指摘されていることから、産業技術力強化法におけるバイドール条項について見直しを検討中。

【今回の事前評価により、平成20年度で終了する事業等の名称】

#### 《予算》

- ・「研究開発プログラム」による経済産業省の研究開発プロジェクトの推進を終了し、「イノベーションプログラム」に発展。(平成20年度予算:890.7億円及び運営費交付金)
- ・「エコイノベーション推進・革新温暖化対策技術発掘プログラム」について、「地

域発新社会システム実証プロジェクト」に整理・統合し、平成20年度で終了する。  
(平成20年度予算：運営費交付金)

- ・「産業技術研究開発委託費(中小企業支援型)」について、平成20年度で終了する。(平成20年度予算：7.2億円)
- ・「技術開発評価の推進」について、「技術開発調査等の推進」に整理・統合し、平成20年度で終了する。(平成20年度予算：0.4億円)
- ・「長期エネルギー技術戦略策定調査」について、平成20年度で終了する。(平成20年度予算：0.5億円)(【施策26 エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用】に関連)

《政策金融》

- ・「新技術開発融資制度」については、平成20年度をもって終了する。
- ・「新産業創出・活性化融資制度」については、平成20年度をもって終了する。

〔府省名：国土交通省〕

<b>1 反映状況の分類</b>
評価対象政策の改善・見直し（評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止）（事後評価）
<b>2 評価対象政策の名称及び概要</b>
施策目標：公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する。 業績指標：大規模地震の影響を受ける地域の地下鉄内で、地震時に災害情報を受信できる路線延長の割合 （指標の定義）首都直下、東海、東南海、南海地震により大きな被害及び二次災害を受けるものと想定される地下鉄の路線において、大規模地震時にも災害情報を受信できる路線延長の割合。
<b>3 評価対象政策の目的・目標</b>
首都直下、東海、東南海、南海地震により大きな被害及び二次災害を受けるものと想定される地下鉄については、緊急的に災害情報基盤の整備を図ることとしており（通達平成17年12月「地下鉄等電波遮蔽区間における災害情報基盤整備の推進について」）、これにより目標（100%）を設定。
<b>4 評価結果の概要</b>
設備整備の実績が無く、今後も当面の間整備がおこなわれる予定がないことから、B-3（業績指標の実績値が目標達成に向けた成果を示していない・施策の中止）と評価。 事業実施に向けた試験・調査により、地下鉄区間内において良好な情報受信環境を構築することは、技術的な課題が多いことが判明したことから、課題が解決されるまで業績指標を廃止する。
<b>5 評価結果の予算要求等への反映状況</b>
地下区間における災害情報基盤の整備は、大規模地震による被害低減に資するものであるが、整備にあたって解決すべき技術的課題があることから、平成21年度予算概算要求は行わない。

〔府省名：環境省〕

## 1 反映状況の分類

評価対象政策の改善・見直し（事後評価）

## 2 評価対象政策の名称及び概要

生物多様性の保全と自然との共生の推進（施策5）

動物の愛護及び管理（目標5-4）

自治体、動物販売業者による飼い主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進することにより動物の愛護と適正な管理についての国民の意識の向上を図る。

## 3 評価対象政策の目的・目標

（都道府県等による犬ねこの引き取り頭数）

H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標年	目標値
465,787	418,413	392,232	374,160	集計中		減少傾向を維持

## 4 評価結果の概要

- 1 動物愛護管理に対する普及啓発の推進、自治体に対する技術的助言、さらに、所有者明示を推進するためのパンフレットの作成・配布及び動物愛護センター等に收容された犬ねこの殺処分数を減少させていくための再飼養支援データベース・ネットワークシステムの整備等の取組により、都道府県による犬ねこの引取数が減少の傾向を維持する等、人と動物との共生など目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。
- 2 平成19年3月、米国において有害物質が混入したペットフードに起因し多数の犬ねこに健康被害が生じ社会問題となったこと等を踏まえ、平成20年3月、ペットフードの安全性を確保するための「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案（ペットフード安全法）」を国会に提出し、ペットフードの安全性の確保に取り組んだ。
- 3 今後は、動物の所有者明示の更なる推進と、動物愛護センター等に收容された動物の殺処分数減少のため、これまでの取組に加え、マイクロチップによる個体識別措置の普及・推進、自治体の動物収容施設等の改善の支援が必要である。また、平成21年度初頭からのペットフード安全法の施行に向けての体制の整備等が必要である。

## 5 評価結果の予算要求等への反映状況

評価結果を踏まえ、「ペットフード安全法」を円滑に運用するため、機構・定員要求した（機構要求：動物愛護管理室（省令室）の新設、定員要求：本省2人、地方環境事務所7人）。

また、動物の愛護及び管理に係る新規予算要求は以下のとおり。

- 愛がん動物用飼料（ペットフード）安全性対策費（概算要求額：74百万円）
- マイクロチップ普及推進モデル事業（概算要求額：26百万円）
- 動物収容・譲渡対策施設整備費補助（概算要求額：100百万円）

〔府省名：防衛省〕

<b>1 反映状況の分類</b>
評価対象政策の改善・見直し等（事前評価）
<b>2 評価対象政策の名称及び概要</b>
佐世保（立神）艦艇係留施設整備事業 海上自衛隊佐世保（立神）地区における艦艇係留施設の浚渫及び附帯施設の整備（棧橋改修）を整備するものである。
<b>3 評価対象政策の目的・目標</b>
海上自衛隊佐世保（立神）地区の艦艇を停泊するために使用している艦艇係留施設は、水深不足により一部の大型艦艇が接岸できず、当該艦艇に対する搭載品等の効率的な後方支援業務が行えない状況にある。 当該事業は、かかる状況を解消し、海上自衛隊が使用する艦艇係留施設における後方支援業務の効率化を図るため、浚渫及び附帯施設の整備（棧橋改修）を整備するものであり、これにより我が国の防衛力を支える基盤たる防衛施設の安定的な運用を確保するものである。
<b>4 評価結果の概要</b>
代替手段との比較検討状況 当該事業を実施するにあたって、次の2案について検討を行った。 A案・・・既存の棧橋付近の浚渫を実施する。 B案・・・既に水深が確保されている他地区において、係留施設を新設する。 A案については、既存施設が抱えている問題をすべて解消することができ、かつ経済的である。 B案については、佐世保地区の海自施設には適地はなく、また、条件を満足する用地を取得して係留施設を整備するには、多大な期間・費用を要することから不適である。 このことから、A案で事業を進めることとした。 なお、事業の実施に際しては、より経済的、効率的に建設工事を執行する。
<b>5 評価結果の予算要求等への反映状況</b>
当該事業については、海上自衛隊が使用する艦艇係留施設における後方支援業務の効率化が図られ、これにより我が国の防衛力を支える基盤たる防衛施設の安定的な運用を確保するものと評価できるため、平成21年度概算要求（要求額約10億円）を行っている。